

- 一 折上料二分ノニヲ支給シテ
 - 一 布團代ノ頭ヲ割リテ
 - 一 通子生シテ月謝金ニ當リテ賃金付テ貰フセヨ
 - 一 配達員ノ組合加入ヲ公認シテ
 - 一 倉庫ノ手帳ニ配達員ノ自由ニシテ
 - 一 自由増減ヲ認メヨ
 - 一 本問題ニ関シテ議定者ヲ多クナシ
- 昭和六年三月二十四日

田村 鉄 昭
 沼田 唯 雄
 目黒 善 治
 押井 鶴 吉
 植松 善 信
 石川 重 雄

昭和六年三月二十四日

善觀總監 丸山 篤 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿

讀賣新聞下谷出張所労働争議ノ件 (第三報) 解決)

既報標記労働争議へ前報後事業主側へ態度極メテ強硬ニテ臨時配達夫ヲ雇入レ營業継続中ナリシカ、一方争議団ハ組合本部員ノ交授ノ下ニ相當結束シ固メ氣勢ヲ揚ケ殊ニ本月十六日午前十時ヨリ組合本部ニ於テ淺沼福次郎外幹部及安丹出張所、駒込出張所、争議団員約四十一名会合シ連絡委員会ヲ開演シ今日午後一時三十分一同打揃ヒ本社ヲ訪問シ交渉スル等初期ノ要求ヲ貫徹スベク活動セルカ其後漸次争議団員ハ争議ニ対スル誠意消散

讀賣新聞下谷出張所労働争議ノ件 (第三報) 解決)